

賛助会員に関する規程

平成 29 年 11 月 4 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人医学物理士認定機構（以下「この法人」という。）の賛助会員について、入会及び退会並びに賛助会費について定めるものとする。

(賛助会員)

第 2 条 この法人の目的及び事業に賛同する法人及び団体並びに個人で、この法人の活動を賛助する者は、代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第 3 条 代表理事は新たに前条の賛助会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第 4 条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(賛助会費及び入会金)

第 5 条 賛助会費は下記の通りとする。

賛助会員 1 口 100,000 円/年

(賛助会員の特典)

第 6 条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が主催、共催するセミナー等に賛助会員料金で参加することができる。
- (2) この法人の出版物を賛助会員料金で購入することができる。

(賛助会費の使途)

第 7 条 第 5 条の賛助会費は、医学物理士認定に関する事業を行うにあたり必要な経費に使用する。

(除 名)

第 8 条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくない
と認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく賛助会費を3年以上滞納したとき。
- 2 賛助会員の除名が審議される理事会において、当該賛助会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第9条 賛助会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の賛助会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年11月4日より施行する。

以上